

第7号様式（第9条関係）

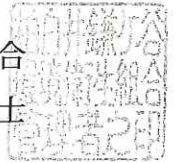
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 指令第4-1-5号
令和2年3月19日



一般廃棄物処理業許可証

株式会社 丸幸
代表取締役 渡邊 均 様

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管理者 清水 聖士



令和2年 2月26日付けで申請のありました一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可します。

| | |
|---------|---|
| 業 種 | 収集・運搬 |
| 許 可 番 号 | 第1-8号 |
| 所 在 地 | 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号 |
| 名 称 | 株式会社 丸幸 |
| 代表者氏名 | 渡邊 均 |
| 許 可 期 間 | 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 条 件 | 許可区域：鎌ヶ谷市 取扱廃棄物 鎌ヶ谷市内の事業所において事業活動により生じた一般廃棄物及び臨時又は多量に発生した一般廃棄物・特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬とする。 その他、許可条件については別添のとおりとする。 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、次の許可条件を付する。

複製厳禁

許 可 条 件

- 1 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可業務の一部又は全部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。
- 2 搬入先及び搬入時間は、次のとおりとする。
 - (1) 搬入先
クリーンセンターしらさぎ及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「組合」という。）が指定する場所とする。特定家庭用機器再商品化法に定める廃棄物については、指定引取場所へ荷下ろしを行うものとする。
 - (2) 搬入時間
月曜日から土曜日の8時30分から12時00分、13時から16時とする。（日曜日、祝祭日及び組合が指定する日を除く。）
指定引取場所の搬入時間については、指定引取場所に従うものとする。
- 3 取扱廃棄物は一般廃棄物（ごみ）とし、次の各号のとおりとする。また、組合が指定する搬入先へ搬入する場合には組合の指示する分別方法により収集及び運搬をすること。
 - (1) 事業系一般廃棄物
 - (2) 家庭系一般廃棄物 許可区域に示されている分別方法により搬入
 - (3) 特定家庭用機器再商品化法に定める廃棄物
- 4 許可業者は一般廃棄物を搬入するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 搬入する車両の左右のドアには、許可業者名を表示すること。また、組合が指定する車両番号及び車両の側面ほぼ中央に赤色のライン状の表示をすることとし、許可を受けた日から1か月以内に明示しなければならない。
 - (2) 前号により、組合が指定した車両番号等を明示した車両は、組合が指定した許可区域以外の区域においての使用を禁止する。
 - (3) 許可業者は、一般廃棄物の収集及び運搬にあたり許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物を同一の車両に混載してはならない。
 - (4) 法定速度及び走行マナーを遵守すること。また、次に掲げる事項の徹底を図ること。

ア 一般廃棄物を混合して、収集又は運搬を行わないこと。

イ 収集又は運搬をする車両の後部扉を開放して運搬しないこと。

ウ 路上にごみを落とさないこと。

エ 路上に汚水を漏らさないこと。

オ 組合の処理施設若しくは組合の指定する処理施設を使用する際は、当該処理施設の機能に支障を生じるおそれのあるものを搬入しないこと。

カ 排気音を配慮した運転を行うこと。

キ 雨天時等においては歩行者及び自転車等に配慮した運転を行うこと。

ク その他地域住民に嫌悪感を与えない運転を行うこと。

(5) 許可車両は、毎日の運行前点検及び車両の清掃を実施し、当該車両から廃棄物が飛散、流出又は悪臭が漏れることがないように措置すること。

(6) 許可業者は、次に掲げる事項に変更があるときは、組合ごみ処理に関する条例施行規則第11条の規定により、事前に組合へ届け出ること。

ア 事業所の所在地

イ 名称

ウ 代表者の氏名

エ 車両器材の種類及び数量

オ 業務従事者

カ その他許可申請事項で変更のあるもの

5 組合は、許可業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、及びその他関係法令並びに許可条件等に違反した場合は、その違反の程度に応じた次の各号に掲げる処分を行うものとする。

(1) 口頭による注意及び文書による嚴重注意

(2) 運転手及び作業員等の交代命令

(3) 組合が指定する期間の許可車両の搬入停止

(4) 組合が指定する期間の一般廃棄物処理業の停止

(5) 一般廃棄物処理業の許可取消し

6 災害等その他特別な事情により、組合から協力の要請があった場合には、これに応ずること。

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等を遵守し、法規の解釈について疑義が生じたときは、組合の意見に従うこと。

複製厳禁